

フーコーにおける「規律」〈discipline〉再考に向けて

池田 信虎

始めに

ミシェル・フーコー研究において、70年代から80年代への道程は未だ不明瞭なままである。フーコーの思想は一般的に言説を扱った前期(60年代)、権力を扱った中期(1970年頃から1976年)、主体を扱った後期(最晩年の84年まで)と三期に分類される。しかし、中期から後期への移行期に該当する1976年から1984年にかけて、フーコーは長らく出版を控えていた為に、どのように彼の主題が変化したかについては明らかになっておらず、議論が続いている。もっとも、現在ではこの八年間に、実際には行われていた講義録や執筆された論文といった資料が出版された事で研究が進み、ある程度の主題の連続性は明らかになっている。しかし、未だその全容については解明の余地を残している。本稿では、顧みられる事になかったフーコーの概念を分析する事で、全容解明の補助線を提示したい。その概念とは、「規律」〈discipline〉である。確かに、1980年代の日本におけるフーコー受容とはそもそもこの〈discipline〉を巡って盛んに行われた。しかし、当時の受容はあくまで批判の道具という一面的な理解に留まっている¹。また、フーコーの権力概念についての研究においても、「規律権力」〈pouvoir de discipline〉は同時期に考案された「生権力」〈bio-pouvoir〉と比べて深くは論じられてこなかった。こうした現状からも規律及び規律権力について更なる分析が必要である。

第一章では、これまでのフーコー研究を俯瞰し、特に〈discipline〉についてどのような議論が行われてきたのかを参照する。第一節では本稿が前提としているフーコー研究全体をその課題からまとめる。続く第二節において、本稿で取り上げる〈discipline〉そのものが何かを、〈pouvoir de discipline〉との関係から論じる。これら二つの概念は混同して語られる事も多く、明確な両者の差異を示す必要があるからだ。そして第三節では、日本の研究において〈discipline〉

にどのような分析がなされてきたのかを論じる。第二章では、前章で確認した〈discipline〉への分析が欠いているその生産的な側面について議論を進める。〈discipline〉には「個人」(individu)を生産するという重要な機能があるのだ。第一節では、〈discipline〉が具体的にどのように動作するのかを、フーコー自身の記述から確認する。続く第二節では、〈discipline〉が生産する個人について論じる。そして第三章では、〈discipline〉が、フーコー自身が参加していた社会運動とも、単純な権力史の連続性から生じたものとは異なる独自の発展を遂げていた可能性を示唆する。

第一章 これまでのフーコー研究における〈discipline〉

1. フーコー研究における課題

本節では本稿が背景としているこれまでのフーコー研究について論じる。フーコー研究に残された最大の課題として、中期から後期に至る主題移行の解明が残されている。移行期にあたる1976年から1984年まで、実に八年間に渡りフーコーは出版を控えていた。当時の有力な解釈は、「中期の権力論が抵抗の不可能性という行き詰まりを迎え、新たな主体概念の構想によって、権力の支配から脱却を試みた」というもの²である。ここでの「権力論の行き詰まり」という解釈は、フーコー権力論の一つの到達点でもある『性の歴史Ⅰ』の論述から示される。すなわち、一方で集団としての我々は「人口の生-政治学」(bio-politique de la population)によって調整・管理され、他方で個人としての私は「人間の身体の解剖-政治学」(anatomo-politique du corps humain)によって規律される³。つまり、我々は権力によって個人として、集団として二重に取り込まれている⁴。

しかし、現在ではこの「権力論の行き詰まり」という解釈を鵜呑みには出来ない。何故なら、出版を控えていた八年間に行われていた講義や講演についての資料が出版され、フーコーが思考の歩みを止めていなかった事が明らかになったからである。こうした権力論についての新たな資料により、一般的な用法での「権力と抵抗」、例えば体制と抵抗運動といった権力にまつわる二元論は、

「支配 (domination) と権力関係 (les relations de pouvoir)」というフーコーの図式によって刷新される。すなわち、フーコーの言う権力とはある種の相互関係として捉えられ、その関係の中で抵抗は常に可能なものとして捉えられている。フーコーの「権力関係 (les relations de pouvoir)」とは、「個々人の自由が実践されている好ましい状況とさえ理解されている」⁵のだ。その一方で、一般的な意味での(支配する)権力は「支配 (domination)」という概念で提示される。フーコーの理論においてこの概念は、抵抗がいかなる形態でも成立しなくなり、権力を巡る相互の関係が不動のもの＝「固着化した状態」⁶になる事を示す。権力と抵抗の共存関係は、権力への抵抗可能性と矛盾しない⁷。

こうした研究の刷新を踏まえて、現代では主に二つの論点をもとに、中期から後期へ、つまり、権力論から主体論への転換が語られている。一つは、沈黙の八年の間に論じられていた「統治性」(gouvernementalité)を巡る議論である。統治性という概念は権力論の発展から生じ、国家や宗教的共同体がいかにかに人々を、つまり他者を統治していたのかを説明する。更に続く「他者の統治からいかに逃れ、自己を統治するのか」という議論によって最終的に主体論が立ち上がってきた、というのが統治性概念からの転換という分析である⁸。もう一つは、後期の主体論に焦点をあてた分析である。すなわち、「人口の生-政治学」(bio-politique de la population)と「人間の身体の解剖-政治学」(anatomo-politique du corps humain)による支配下でも抵抗が可能な主体の生成を論じるというものである。この主体の手がかりとなるのが、「生存の技法/実存の美学」(arts de l'existence)⁹という概念である。

とはいえ、既存の研究が中期から後期への移行を完全に明らかにしたとは言いがたい¹⁰。権力による支配に、いかに抗するのか。換言すれば中期から後期への移行を考えることは、この問いに終始する。既存の研究における課題は、その抵抗理論の不鮮明さに起因する。統治を巡る抵抗の理論は、他者からの統治に対して、自己を統治することでその乗り越えを図るものである。しかし、そもそも自己の統治と他者の統治が、同じ統治の技術を用いている以上、両者は重なり合う点を持っている。従って、自己対他者、というような単純な対立図式では、抵抗の問題は語り得ない。他方で、最晩年に取り組んでいた生を賭しての抵抗という議論も十分に練られることなく、フーコーは没してしまった。

2. <pouvoir de discipline> と <discipline>

本節では、そもそもフーコーの「規律」<discipline>がどういうものとして成立したのかを、「規律権力」<pouvoir de discipline>との関係から考える。この確認において重要なのは、規律と規律権力が異なった定義を持つものであると確認する事である。フーコーの<discipline>という概念を語る上で、しばしばこれら二つは混同されて論じられてきた。しかし、フーコーはこの二つを明確に違う意義で用いており、本稿で論ずる規律が、規律権力とは異なるものである事を、改めて彼自身の記述から確認する。

まずは、フーコーが1973年12月21日の講義「精神医学の権力」で提唱した規律権力の概念規定を確認する。この講義は、一般的に規律権力について論じたとされる1975年の『監獄の誕生』より先んじている。そして、彼が規律権力を定式化した初めての箇所であると考えられる。

フーコーによれば、17, 18世紀に成立し、1973年当時のフランスにかけて現存すると見なされた規律権力とは以下のように想定されている。

私が考えている規律権力とは、以下のようなものに他なりません。すなわち、権力のいわば末端にある毛細管的なある種の形態。権力の最後の中継地点。政治的権力ないし諸権力一般が最下位のレベルで身体に触れてそこに食い込み身振りや行動様式や習慣や発話を考慮に入れるある種の様式。¹¹

この概念の要点は次の二つである。すなわち、①権力という言葉が持っている上から機能するようなものではなく、末端に、つまり下部に存在すること。②規律権力の機能する下部というのは、現実の身体に直接作用出来るほど、距離が近い、つまり間接的で概念的な力ではなく、直接我々が対面するものであるということ。ここで規律権力とは、実際に日々の訓練を人々に繰り返させることで、人々の身体を通して、支配の側にとって都合のいい存在へ仕向ける権力構造として想定されている。

フーコーは上記の規律権力を仮説として1973年に提唱し、その存在を証明する為に、実際に人々を規律するという事がどのような装置によって行われていたのかを分析した。そして、1975年の『監獄の誕生』において、規律権力は仮説としてではなく、分析の結果として明らかになった一つの実証、規律として提示された。ここでは、実際の技術や制度としての「規律」〈discipline〉が、身体を律する方法として、第二章一節で詳しく見るように、具体的に仔細に分析されている。そして、『監獄の誕生』において語られた規律は、講義「精神医学の権力」において仮説として論じられた規律権力とは違い、17、18世紀に現れたものとしては扱われない¹²。この時代より以前から規律は修道院や軍隊、工場に遍在していたが、フーコーはそれが17、18世紀から「支配の一般方式になった」¹³事に着目している。この一般化こそが、規律権力という言葉によって想定されているものである。つまり、混同されて語られる事の多い規律と規律権力は次のように分けられる。規律がどこにでも存在し得る人体を服従化させる具体的な方法だとすれば、規律権力はその方法が一般化して社会に広く流布している状況を指すものである¹⁴。

よって本論では、具体的な技術としての〈discipline〉を「規律」と呼び、その技術が支配的な権力構造を「規律権力」と呼ぶものとする。

3. 日本における〈discipline〉受容

では、前述の具体的な技術としての規律は既存の研究においてどのように論じられてきたのだろうか。ここでは、日本におけるこれまでの〈discipline〉研究を振り返る事で、その偏重と停滞を指摘する。

1980年代、フーコーの規律概念は日本において教育や医療、犯罪矯正といった分野で幅広く受容された。上記の領域の共通項として、人々の状態をより良い状態へと導くものである事が挙げられるが、規律を用いる事で同分野の研究は、良くすること、良くなっていくことそれ自体の負の側面を指摘する事が可能となった。つまり、例えば人々が自発的に訓練を行っていたとしても、その目標は自発的に選んだものではなく、むしろ訓練によって目標を与えられている

のではないかと、いう事である。教育における規律の受容について、仁平は教育内容ではなく、教育という形式そのものについての批判を可能としたことから、「フーコー・インパクト」と呼ぶ程の大規模なものになったのだと分析する¹⁵。医療や犯罪矯正の分野においても同様の事態が生じたのだと見なされる¹⁶。

だが、こうした1980年代の規律受容については疑問の余地が残る。すなわち、上記の領域における規律についての議論はある前提を含意している。規律による抑圧が生じる為には、抑圧の対象が先駆的に必要なのである。そして、この抑圧の対象は規律による矯正が望ましくないもの、つまりは本質的な存在として想定されている。この点については第二章二節で詳しく論じるが、仮に規律によって押さえ込まれる本質的なものももし無かったとすれば、そもそも既存の規律を用いた教育装置への批判は成り立たないだろう。

その後、現状分析において有効だと考えられていた規律概念は、徐々に顧みられない概念になってしまった。その原因の一つは、フーコー自身の関心の変化にあると考えられる。『性の歴史Ⅰ』において、規律はもう一つの権力装置である「生政治」〈bio-politique〉との二つの極として語られる事になる。これは、権力構造が規律権力から、「生権力」〈bio-pouvoir〉と呼ばれる体制へ移行しつつある事を意味した。これは前述のように規律と規律権力が異なっている為に、規律概念全般についての分析そのものが時代遅れになった事を意味しないが、以降フーコーの分析は生政治を中心とした、生命体を管理・調節する権力装置を中心とするものへ変わった。

次に、加藤は規律が権力論における二極の片側という扱いに転じたことも規律への分析が停滞した一つの要因だと見なす¹⁷。つまり、規律についての批判が教育批判に有効だとされたのは、正に近代以降の教育制度そのものがフーコーの提示した規律だったからである。しかし、フーコーは生権力に関する議論において、規律を一方の極であり、もう一つの極である生政治との連関によって動作するものだと提示した。これでは、「近代教育における学校装置は一方の極であるに過ぎず、フーコーが権力の理論で述べたかったことの極端な一例」¹⁸に成り下がってしまう為に、規律について論じることの重要度は低下してしまう。こうして日本におけるフーコーの規律概念は、あくまで批判の道具とし

で一過的になされた。

しかし、上記の社会学、教育学上で起きた変動と、フーコー思想研究の変遷とは無縁ではない。前述の通り、フーコーの権力分析についての記述は規律、生政治、更には統治性へと拡大していく。その結果として、彼自身の記述¹⁹においても、二次研究²⁰においても、規律は自明のものとして権力論の前提となるが、それ自体への分析はなされず、ただ参照されるのみである。

規律に関する研究は、フーコー自身の思考が推移した事を契機として滞ってしまう。そして、それまでの研究は抑圧的な側面を注視した批判に終始している。しかし、そもそもフーコーの権力概念とは、何かを禁止する抑圧的なものではなく、何かを産み出す生産的なものではなかっただろうか。『性の歴史 I』でフーコーは権力という概念そのものについて、幾つかの概念規定を行ったが、その中で権力が単なる禁止ではなく、生産という側面を持つ事をはっきり示している。

権力の関係は他の形の関係（経済的プロセス、知識の関係、性的関係）に対して外在的な位置にあるものではなく、それらに内在するものだという事。（中略）権力の関係は、単に禁止や拒絶の役割を担わされた上部構造の位置にはない。それ（＝権力）が働く場所で、直接的に生産的役割を持っているのだ。²¹

規律もまた、権力の道具である以上、何らかの生産的な側面を持っている事が想定される。既存の規律研究において、そうした側面は十分に論じられていない。従って規律の生産的な側面について再考の必要性が見受けられる。

既存の研究では、規律概念がフーコーのどういった議論の途上で現れ、その後、どのように彼の思想へと連結していくのかが未だ不明瞭なままにされている。本稿ではこうした問いに答える為に、規律概念の再考を試みる。続く二章では、今まで見過ごされてきた規律の生産的な側面を論じ、三章において、その出自を探る。

第二章 〈discipline〉の生産性

1. 〈discipline〉の動作

本節では、規律の生産的な側面に論じる為の準備として、その具体的な動作を確認する²²。規律の特徴は次の三つに表される。すなわち、①空間的・時間的な個別化を行うこと、②連続的に機能すること、③複数の規律が連関することである。

規律が最初に行うのは、身体を対象とした、人間の個別化である。まず、人間は、閉鎖された空間へと配置される。例えばキリスト教会制度における修道院、学校の寄宿舎や教室における机、軍隊の兵営、工場における作業場では各人に個別の空間が与えられる。これは単純な区分けとしての役割以上に、人間を身体単位で完全に把握し、分析する為である²³。そもそも一個人の完全な管理が構想されるためには、身体に統一された個別の人間という概念が先行して成立していなければならない。空間の個別化が「主体機能を身体の単一性に正確に重ね合わせ、合致させる」²⁴為の第一歩なのである。

だが、こうした個別的な管理は空間的な側面に留まらない。空間的に個別化された身体は、身体の置かれた空間内で何をしているのだろうか。例えば、修道院なら祈りを、教室ならば勉強を、工場ならば労働を行う。そこで行われる行為は一定の「時間内での行為の磨き上げ」²⁵を求められる。これは個人の時間が全面的に管理される事を意味する。何故なら、規律の管理対象となっているのはもはや行動の成果物ではなく、一定の時間内における身体の運動全般だからなのである。フーコーは19世紀の学校運営についての指導書を例に上げ、上手な字を書くという目的が、字そのものではなく身体操作についての指南によって達成されようとしている事を指摘する²⁶。

しかし、規律はもう一つの時間を持つ。それは「継続時間の累積」(cumul de la durée)²⁷である。つまり、規律によって身体単位で個別化された時間は、段階的に積み重なっていく。フーコーは軍隊における編成を例示しつつ、どのように個人の時間が、前述の仔細な把握とは別の方法で、全体的に把握されるのかを説明している²⁸。規律が定める目標には特定の終局が準備されている。ど

んな訓練にも何らかの到達基準があり、そこで一旦は終りを迎える。しかしながら、それは本来の意味での終りではない。実際には一つの目標を達成した事で、次なる段階への移行が行われる。記述や試験によって保存された記録は個人の歴史を一つの「線形の時間」〈*temps linéaire*〉、「進化発展の歴史」〈*temps «évolutif»*〉、「進歩発展の時間」〈*termes de «progrès»*〉²⁹へと統一化される。こうして規律は個人の時間を永続的に把握する。

そして、規律は更に広域で個々人を管理する。確かに、個人は既に余すところなく空間的にも時間的にも連続してその全体を捉えられている。だが、規律が一般化し、人々を掌握するに至った最大の特徴は、「互いに連結可能」³⁰であったことである。フーコーは教室における個人の席順がそのまま社会におけるヒエラルキーの序列と直結すると述べる。これは教室も、学校教育を終えた後の社会も共通の装置＝規律を用いているからである。そして、規律が流布した理由は、規律それ自体の特性による。この仕組みは、少しの調整で軍隊から学校まで³¹、幅広く用いる事が可能だったからなのである。この特性をフーコーは「イゾトピー」〈*isotopie*〉³²や「組立」〈*composition*〉³³と称している。

フーコーはこうした規律の働きが具体的な一つの現実を生み出していると論じる。それは、「個人、ならびに個人について把握しうる認識」³⁴である。本稿では、これこそが規律の生産的な側面であると考え、次節において更に仔細な分析を試みる。

2. 規律が生み出す「個人」〈*individu*〉

規律の生産的な側面、それは一つの現実として、個人を生み出す事にある。では、ここで定義される規律によって生み出されている個人とは何だろうか。フーコーは講義「精神医学の権力」と『監獄の誕生』において二度に渡って規律の生み出す個人について論じている。本節では、それらの記述を確認する。

『監獄の誕生』によれば、規律によって四つの性格を持つ「個人性」〈*individualité*〉（とそれを含んだ個人）が生み出される。この四つの性格とは、前節で見た規律の動作と対応している。この個人性は、第一に空間によって個別化されており、第二に時間内に最良の動作をする為に身体の動き全てが把握される事から

有機的であり、第三に線型の時間によって段階的形成を経ており、第四に規律の組み合わせによって状況に対応が可能である特性として理解される³⁵。Rouseは『監獄の誕生』における規律論の功績を次のように語る。すなわち、フーコーの功績は、それまで対象を破壊し矯正する暴力的な力としか考えられていなかった訓練を「規律と訓練は新たな仕草、新たな行動、新たな慣習、そして新たな技能、究極的には新たな人々を生産」するものとして再解釈した点にある³⁶、とされる。

また、1973年の講義ではこの個人こそが、西洋の歴史上、最初に登場した個人である事が語られる³⁷。つまり、規律による個人とは、何らかの別の仕方でも存在していた個人を作り替えたものではない。むしろ、個人とは、規律によって誕生した概念なのである。

まるで個人が、あらゆる権力関係の下に存在し、権力関係以前に存在して、権力関係によって不当に圧迫されるものであるかのように考えて、ヒエラルキーや拘束や禁止を打ち破って個人を価値づけようとする必要はありません。実際には、個人は、それに先行するもの、つまり、政治的権力を身体にしっかりと固定するあのメカニズム、あの手続きの全体によってもたらされたものです³⁸。

このフーコーの記述から、規律は現実的な個人を作り出す仕組みである事が分かる。そして、規律による支配された個人から、本質的な個人への解放はむしろはっきりと否定されている。従って、第一章三節で参照した日本の規律研究において前提とされていたと思われる、規律によって矯正される本質的な個人のようなものをフーコーは否定している。ではフーコーは規律にまつわる議論において、何を批判しなかったのだろうか。

上記の引用に続けて、フーコーは身体と規律の関係性を次のように述べる。

身体が「主体化された」からこそ、つまり、主体機能が身体の上に固定され、身体が心理学化され、身体が正常化＝規範化されたからこそ、個人のような何かが、それに関して語ったり言説をつくったり諸科学を設立しよ

うとしたりできるものとして、出現するようになったのです。³⁹

フーコーが批判していたのは、この統一性なのである。一つの身体が規律によって一つの個人として統一される事をフーコーは拒んでいたのだ。フーコーが規律権力と規律を批判しているのだとすれば、その批判は個人の抑圧のみならず、身体の単一性と、身体への統一に向けられていると考えるべきだろう。もし、規律によって抑圧された本質的な個人といった概念を想定するのならば、フーコーはそこにある統一性を糾弾するだろう⁴⁰。

このように規律は仮説として想定されていた1973年当時から一貫して個人を生み出す生産的な権力の装置として措定されていた。更に、これまでの日本における規律受容で暗に前提とされていたと想定される、規律によって矯正される本質的な個人は当初から否定されていた。

しかし、規律について、専ら抑圧という側面が取り沙汰されるのは頷ける話でもある。これまで見てきた通り、フーコーは、規律によって生じた個人について受動的な特性ばかりを論じている。一般的に、中期フーコーの主体化論は「従属化/隷属化」(assujettissement)という概念で説明される。これは、人間の主体化が単純に自律性に基づいて行われているだけではなく、権力関係の中で他者への従属も同時に行っている事を示す。これまでの研究⁴¹において、1975年の『監獄の誕生』までは、この主体化の主客二重の側面は明瞭に論じられておらず、もっぱら客体としての側面だけが論じられていたとされる。しかし、1965年の『言葉と物』において既に近代的人間は矛盾した二重の存在として語られていた⁴²。『監獄の誕生』における近代主体＝規律によって生み出された個人が、ただ受動的な(支配にとっての)客体であると見なすのは早計ではないだろうか⁴³。規律による個人にも、何らかの主体としての振る舞いを期待出来ないのだろうか。規律が、個人というものを生み出す唯一の装置ならば、そこから自律的な個人を考える事は出来ないのだろうか。つまり、規律の生産性を、支配ではなく、抵抗に用いることは出来ないのだろうか。次節では規律概念の更なる可能性を探る為に、どういった過程を経てこの概念が成立したのかを分析する。

第三章 〈discipline〉の萌芽

本章では規律概念がどのような過程を経て、1973年に仮説として提言されるに至ったのかを、時系列に沿って確認する。それによって以下の三点が明らかになる。すなわち、第一に、規律概念は実際の社会運動とは違う系譜を辿ったということ、第二に、単純な権力の歴史的発展としても考えられていないということ、そして第三に、規律概念が当初から個人の産出を念頭に置いて議論が進められていたこと、これらを明らかにする。

規律概念は、しばしばフーコー自身が行っていた監獄解放運動と結びつけて語られる概念である。彼は1971年から1973年の間、監獄情報グループ(GIP)という社会運動を率いていた。フーコー自らが発起人の一人となったこの活動は、名が示す通り刑務所の内情を社会に訴え、環境の改善を目指す運動である。

しかし、フーコーは社会的な実践と理論の構築を、運動の当初から分けて考えている。以下は1971年の雑誌記事からの引用である。

重要なのは監獄について経験のある人に発言してもらうことだ。だがそれは彼らが「意識化する」のに人の手を借りる必要があるからではない。敵が誰であるのかは明確に分かっており、抑圧についての意識は現にそこにあり、この上なく明晰なのだ。⁴⁴

GIPでの活動は当事者＝収監者が自らの些細な不満を語る事が重要視されていた。フーコーにとってそれまでの知識人が行ってきたような、代弁者としての立ち回りは忌避されるものだったのである⁴⁵。

社会運動という実践において、フーコーは自ら語ることを控えたが、他方で自らの理論の目的については同時期に積極的に語っている。彼にとって1971年当時の問題とは、「本質的には、我々が囚われとなっている暗黙のシステムを定義すること」⁴⁶である。この「暗黙のシステム」〈systèmes implicites〉は後に権力という形で語られるものと同一だと推測される。このインタビューでは学生が「二重の機能を持つ回路に囚われて」⁴⁷いるという分析が為される。第一に学生は大学において、社会から隔離される。キャンパスという場所を更

に社会から隔離される為、アカデミックな知識とは現実との連関を欠いているのである。第二に、学生は社会に統合化される。大学という隔離された空間で数年の間に、学生は社会が求める学生像＝「望ましいとされる行動モデル、色々な形の野心、政治的活動の与件」⁴⁸を受け入れて社会に再び迎え入れられると言うのだ。この機能が、第二章一節で論じた規律の動作と一定の類似性を示すことは明白である。

しかし、フーコーはこうした現代の暗黙のシステムをすぐには権力の系譜には加えなかった。1972年の対談記事「大がかりな収監」では君主権的権力から、今日の権力構造への移行が語られる。この絶対君主制における権力構造から別の権力構造への移行は、1973年の講義や1976年の講義、『性の歴史I』等においても度々語られる。しかし、1972年の段階では、君主権力以降の権力構造、言い換えると現代の権力構造について「まだ明確に見えてこない」⁴⁹と語られる。規律が権力の系譜へと加わるには、もう一つの契機を待たねばならない。つまり、規律概念は単純に絶対君主制から近代国家への権力の変遷を辿っただけでは生まれなかった概念なのである。

1973年12月21日の講義から、つまり、規律権力が仮説として述べられる約七ヶ月前の5月21日から25日にかけて、フーコーはリオ・デ・ジャネイロ・カトリック司教大学で「真理と裁判形態」という題目の講演を行っていた。この講演冒頭において、フーコーは後の権力論、更には後期の主体論にも至る思考の方向性を示している。以下、講演冒頭⁵⁰の議論を追う。

まず、フーコーはフランスやヨーロッパの大学において蔓延している「アカデミックなマルクス主義」〈*marxisme académique*〉を批判する。伝統的なマルクス主義の問題点は、すなわち、「人間主体、認識の主体と、認識の諸形式それぞれ自体が、何らかの形であらかじめ決定的に与えられており」、こうした本質的な主体像を前提としていることである。この批判点は、規律によって生成される個人についての議論と類似している。すなわち、第二章二節で見たように、フーコーは本質的な個人という想定と同じく、本質的な主体も否定する。そして、フーコーの狙いとは、「社会的慣行がいかにして知の諸領域を生み出すにいたるのか」、加えて「主体の全く新しい形態と認識の主体とを誕生させるような知の諸領域を生み出すのか」⁵¹を示すことである。つまり、認識の主体と

は普遍的なものではなく社会的な契機を経て誕生しているということである。そして誕生する以上、そこには時間的な契機が、つまりは歴史が存在する。認識の主体、主体と客体の関係、真理にも歴史は存在するのだ。ここにおいて、1971年に語られた暗黙のシステムは主体生成の歴史に取り込まれたのだと考えられる。

続けて、フーコーは今後の研究における三つの軸を語る。第二の軸は言説の分析で、これは1973年以前のフーコー、つまり前期フーコーが主に扱ってきた軸であると考えられる。そして第三の軸は主体の理論の再編成である。この主体という第三の軸は、1973年以降も発展を続け、後期フーコーで主眼におかれるものである。そして、本論で最も重要なのは第一の軸である。この軸は19世紀に生じた一連の知の形成についての歴史的な軸として以下のように語られる。

たとえば、私はとりわけ、ある種の人間に関する知、個人性や、その個人を正常か異常かあるいは規則に収まるか外れるかに分別する知が、どのようにして十九世紀に形成されることになったのかを示したいと思っています。その知は実のところ、統制と監視という社会的実践から生まれたものなのです。⁵²

統制と監視という社会的実践から個人⁵³が成立する。この視点はまさしく規律から現実に誕生する個人という発想の原点である。

以上のように、この講演において、前述の現代における暗黙のシステムは主体の産出に関わる政治的な権力の構造として、理解される。そして、この主体の産出に関わる政治的構造の一つの事例が規律である。従って、規律概念はただの批判の道具でもなければ、規律権力から生権力へと至る権力史の単なる通過点というだけでもない。むしろ、規律とは、フーコーの権力分析の根幹から生じた概念なのだ。

終りに

これまでフーコー研究において自明とされてきた規律は、未だ生産性という側面において解釈の余地を残している。規律は、単なる監獄や学校の批判の為の道具ではなく、権力論の途上におけるただの通過点でもない。それは、フーコーの権力論の根幹に位置する主体の産出に関わる概念なのである。そして規律とは、個人を生産する唯一の装置なのである。今後の研究では、本稿で論じ切れなかった規律の成立過程を更に検討したい。加えて、規律と個人との関係がその後のフーコーの主体化の理論とどのような形で関わっているのかを分析したい。

註

1. たとえば、森重雄や田中智志、広田照幸が代表的な例である。詳しくは、本稿第一章三節、または広田 2004 を参照。
2. 「権力論の行き詰まりから主体論への脱却」という解釈を最も強く定式化したのは 1986 年にドゥルーズが著した論文“LES PLISSEMENTS, OU LE DEDANS DE LA PENSÉE” [邦訳「褶曲、あるいは思考の内」]であろう。同論文は現代のフーコー読解にも強い影響をもたらしている。(Deleuze 1986)
3. Foucault 1976 p.183 [邦訳 pp.173-174]
4. 同時代の反応としては、例えば、ボードリヤールはフーコーの議論における汎権力性とも呼ぶべき権力の過剰な氾濫を批判している。(OUBLIER FOUCAULT [邦訳『誘惑論序説』]を参照) 一方で、サイドはフーコーの権力論を現実に存在する分析の対象として、権力と対立するのではなく、その内部に自身が存在するものとしての分析を試みているのだと指摘している。(“Foucault and the imagination of Power” [邦訳「フーコーと権力の想像力」]を参照)
5. 関 2001 p.28
6. *Ibid.*
7. 箱田はフーコーが「支配 (domination)」という概念をはっきりと区別したのは、むしろ抵抗の重要性からであると指摘する。箱田によればフーコーは抵抗を現実における「具体的な力関係の表出として捉え」(箱田 2013 p.33) ている。
8. 中期から後期への移行を通時的に分析したものについては、箱田 2013、重田 2018 を参照。
9. Foucault 1984 p.18 [邦訳 p.18] フーコーはこの概念を「その実践によって人々は、自分に行為の規則を定めるだけでなく、自分自身を変容し個別の存在として自分を変えようと努力し、自分の生を、ある種の美的価値をになう、また、ある種の様式基準に応じる一つの営みと化そうと努力する」(ibid)ものであると定義した。いかにして、自らの生を支配に抗する主体にするのかについては檜垣 2012、武田 2014 を参照。

10. 廣瀬は両者の研究をフーコー自身の記述から解釈することは可能だとしつつも、それらの限界を指摘する。前者の統治性を巡る議論について、他者の統治から自己の統治へという視点そのものが、フーコーが用いなかった他者と自己という二分法を認めている以上、核心ではないと批判する。後者の抵抗の拠点としての生については、フーコーのヒステリー患者についての具体例を講義から引き、ヒステリー患者が自らの生を芸術品のように提示することそれ自体は可能だが、提示された生の全体は権力によって把握されるとして、その限界を指摘する。廣瀬 2011 pp.154-156。特に賭け金としての生を中心とした批判的な議論は二章を参照。
11. Foucault 2003 p.42 [邦訳 p.52]
12. Foucault 1975 p.139 [邦訳 p.143]
13. *Ibid.*
14. この点では、ドゥルーズの「規律社会とは、すでに私たちとは別の、もはや私たちとは無縁になりつつあった社会なのである」(『記号と事件』 p.293)という主張に同意は可能である。即ち、規律が社会全体にとって基底的なシステムであること＝規律権力社会であることは、今日の現状分析において妥当だとは言い切れない。例えば 1984年に亡くなったフーコーは勿論、今日における通信技術の発展を考慮した場合、未だ 17、18世紀に誕生した規律が今日の権力の中心にいる＝現状が規律権力社会であると論じる事は出来ない。しかしながら、それは規律が主たる支配の装置ではなくなっただけの事であり、規律それ自体は未だ存続していると考えるのが妥当である。この点については平井 2014を参照。平井は同論文において、現代社会における規律の重要性を分析している。
15. 仁平 2009 pp.175-176
16. この三領域における〈discipline〉受容について、詳しくは平井 2014を参照。
17. 加藤 2014
18. *ibid.* p.12
19. 「自らの身体のコントロールや意識は、権力による身体への備給の結果によってしか獲得されないものです。体操、訓練、筋力トレーニング、裸体、肉体美の礼賛などといったものは、権力が子供や兵士の身体、健全な身体に執拗かつ丹念に繰り返し働きかけた結果、ついにはその人自身の身体的欲求になってしまうようにしむけられているんです。しかし、権力がこうした制覇の路線に叶った成果をおさめた時点で、今度は必然的に権力に対する身体の、経済に対する健康の、性や結婚や良俗といった道徳規範に対する快楽の復権が叫ばれるようになる。(中略)でも実際は、そこで権力が揺らぐかに見えるのは錯覚なんです。権力は一步下がって場所を変え、別のところに備給するだけですからね。だから闘いはずっと続いていくわけです。」(Foucault 1994 pp.754-755 [邦訳 思考集成V p.52])
20. 例えば、近藤 2011、金森 2010を見ると規律については議論の冒頭で確認されるに留まり、〈discipline〉が詳しく分析の対象となる事はない。ただし、両論文の主題はあくまで生権力ないし生政治なので妥当である。重要なのは、後発の権力概念と比べて〈discipline〉については自明なものとして受け止められてきた現状そのものの問題性である。
21. Foucault 1976 pp.123-124 [邦訳 p.121]。指示語「それ」は権力を指すと考えられる。
22. 装置としての〈discipline〉分析は以下の様な先行研究がある。大梶 1985、近藤 2011、池田 2018。
23. フーコーは繰り返し、規律の対象が身体である事を述べている。以下を参照。 Foucault

- 1975 pp..143-147 [邦訳 pp..147-148] , Foucault 2003 p.57 [邦訳 p.60]
24. Foucault 2003. p.48 [邦訳 p.71]
 25. Foucault 1975 p.153 [邦訳 p.155]
 26. *Ibid.* p.154 [邦訳 p.156]
 27. *Ibid.* p.159 [邦訳 p.161] ただし邦訳では「時の流れの累積」と訳されていた。
 28. *Ibid.* pp..158-164 [邦訳 pp..160-165]
 29. *Ibid.* p.162 [邦訳 p.163]
 30. Foucault 2003 p.54 [邦訳 p.68]
 31. Elden は「規律」(discipline) が機能する最大の領域として家族を想定している。詳しくは Elden 2004 を参照。
 32. *Ibid.* イゾトピーとは、言語学における概念で交換可能な等価性を意味する。ただしフーコーはここでイゾトピーの別の側面として、必ずその範疇から出る残滓の存在を指摘する。
 33. Foucault 1975 p.164 [邦訳 p.165]
 34. *Ibid.* 1975 p.196 [邦訳 p.196]
 35. Foucault 1975 p.169 [邦訳 p.164]
 36. Rouse 2005 p.98
 37. 1973 年の講義で語られた個人の産出についての議論は、フーコーの思想を語る上で重要だと思われる。以下の研究においてもこの箇所は、1973-1974 年の講義の中で、重要な部分であるとされている。中山 2010, Terrel 2010.
 38. Foucault 2003 p.58 [邦訳 p.72]
 39. *Ibid.*
 40. とはいえ、フーコー自身がある種の本質主義的な見方を持っていたことも事実である。廣瀬は『監獄の誕生』においても、フーコーが人間の本性を無批判に想定していた事を論じている。廣瀬 2017
 41. 以下を参照。阿部 2017 p.270, 慎改 2019 pp..185-186
 42. Tarabochia は規律について「更に特徴付けるならば、規律は個人を常に、どこでも権力の中に編み込む形で作り続ける」(Tarabochia 2013 p.86)のものであると特徴付け、この概念が精神医学の分析から導き出されている事に着目し、『狂気の歴史』といった前期の著作との連続性を論じている。
 43. この点について、廣瀬は「主体化と客体化は技術そのものに内在する固有の作用の抽象的な二側面」であるとして、『監獄の誕生』における議論がただの客体化に終始していない事を指摘する。(廣瀬 1998 p.61)
 44. Foucault 1994 pp..175-176 [邦訳 思考集成IV p.65]
 45. GIP での活動とフーコーの思想の連関については相澤 2019 を参照。
 46. Foucault 1994 p.189 [邦訳 思考集成IV p.84]
 47. *Ibid.* p.184 [邦訳 p.78]
 48. *Ibid.*
 49. *Ibid.* pp..300-301 [邦訳 p.247]
 50. Foucault 1994 pp..538-553 [邦訳 思考集成V pp..94-111]
 51. *Ibid.* pp..538-589 [邦訳 思考集成V p.95]
 52. *Ibid.*
 53. Rouse は個人性を含んだ個人の動作や習慣が結集して個人を作るという「個人性＝個人」理解を示している。Rouse 2005

参考文献

一次文献

- Foucault, M. (1975), *Surveiller et punir*. Gallimard. (フーコー, ミシェル (1977) 『監獄の誕生』 田村俣訳 新潮社)
- (1976). *Histoire de la sexualité I :La volonté de savoir*. Gallimard(フーコー, ミシェル (1986) 『性の歴史 I 知への意志』 渡部守章訳 新潮社)
- (1984). *Histoire de la sexualité II :L’usage des plaisirs*. Gallimard (フーコー, ミシェル (1986) 『性の歴史 II 快楽の活用』 田村俣訳 新潮社)
- (1994). *Dits et Ecrits II*. Gallimard. (フーコー, ミシェル (2000) 『ミシェル・フーコー思考集成IV』 菅野賢治他訳 筑摩書房) (フーコー, ミシェル (2000) 『ミシェル・フーコー思考集成V』 西谷修他訳 筑摩書房)
- (2003). *Le pouvoir psychiatrique. Cours au Collège de France 1973-1974*. Gallimard. (フーコー, ミシェル (2006) 『精神医学の権力』 慎改康之訳 筑摩書房)

二次文献

- Baudrillard, J. (1977). *Oublier Foucault*. Éditions Galilée.
- Deleuze, G. (1986). *Foucault*. Les Éditions de Minuit. (ドゥルーズ, ジル (2007) 『フーコー』 宇野邦一訳 河出書房新社)
- Elden, S. (2006). “Discipline, Health and Madness: Foucault’s Le Pouvoir psychiatrique”. *History of The Human Sciences*. Vol.19 No.1 Sage.
- Rouse, J. (2005). “Power/Knowledge.” In:Gutting,G.(ed.),*The Cambridge Companion to Foucault*. Cambridge: Cambridge University Press, pp.. 95–122.
- Said, E. (1986). “Foucault and the Imagination of Power” In Michel Foucault & David Couzens Hoy (eds.), *Foucault: A Critical Reader*. Blackwell. pp..149-155

Tarabochia, A. (2013) *Psychiatry, Subjectivity, Community*. Peter Lang.

Terrel, J. (2010). *Politiques de Foucault*. PUF.

相澤伸依 (2019) 「語りをめぐる暴力」 飯野勝己他編 『暴力をめぐる哲学』
晃洋書房 pp.244-262

阿部崇 (2017) 『ミシェル・フーコー、経験としての哲学』 法政大学出版局

池田信虎 (2018) 「自殺言説から考えるフーコーの主体概念について」 『21
世紀倫理創成研究』 12 巻, 神戸大学 pp.96-106

大梶俊夫 (1985) 「フーコー権力論の検討: 『監獄の誕生』を中心として」 『言
語文化研究』 5 号, 創価大学 pp.85-103

重田園江 (2018) 『統治の抗争史: フーコー講義 1978-1979』 勁草書房

加藤隆雄 (2014) 「ポストモダン教育社会学の展開と隘路,そして生政治論
的転換」 教育社会学研究 94 号, 日本教育社会学会 pp.5-24

金森 修 (2010) 『〈生政治〉の哲学』 ミネルヴァ書房

近藤 和敬 (2011) 「生命と認識——エピステモロジーの観点から見る「生権力」
の可能性」 檜垣立哉編『生権力の現在』 勁草書房 pp. 169-210

関 良徳 (2001) 『フーコーの権力論と自由論』 勁草書房

慎改 康之 (2019) 『フーコーの言説』 筑摩書房

ドゥルーズ, ジル (1992) 『記号と事件』 宮林 寛訳 河出書房新社

武田 宙也 (2014) 『フーコーの美学』 人文書院

中山 元 (2010) 『生権力と統治性』 河出書房新社

仁平 典宏 (2009) 「〈シティズンシップ/教育〉の欲望を組み替える」 広田照
幸編 『自由への問い 5 教育』 岩波書店 pp.173-202

箱田 徹 (2013) 『フーコーの闘争』 慶応義塾大学出版会

平井 秀幸 (2014) 「「規律から管理へ」テーゼを再考する」 四天王寺大学 紀
要 (58) pp.441-468

広田 照幸 (2004) 『教育 思想のフロンティア』 岩波書店

廣瀬 浩司 (1998) 「分身の系譜学と権力のテクノロジー」 言語文化論集
(48), 筑波大学 pp.55-72

— (2011) 『後期フーコー』 青土社

廣瀬 純 (2017) 「規律権力論の射程」 市田良彦・王寺賢太編『〈ポスト68年〉と私たち』 平凡社 pp.317-336

檜垣 立哉 (2012) 『ヴィータ・テクニカ 生命と技術の哲学』 青土社